

令和元年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	19	27	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進 1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部）略 (1) 防災空間の確保 一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。 また、土地所有者等による敷地後退（セットバック）を推進し、緊急車両等が進入可能な道路幅員を確保するため、津市狭あい道路整備事業助成金交付制度の活用を促進、啓発します。 (2)～(6) 略	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進 1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部）略 (1) 防災空間の確保 一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備、<u>避難路沿道建築物及び建築物に附属する塀について耐震化を推進</u>します。 また、土地所有者等による敷地後退（セットバック）を推進し、緊急車両等が進入可能な道路幅員を確保するため、津市狭あい道路整備事業助成金交付制度の活用を促進、啓発します。 (2)～(6) 略
2	26	12	第3節 土砂災害等予防計画 8 土砂災害警戒区域の指定（建設部、危機管理部） (1)、(2) 略 (新設) 1 1 住民への情報提供（危機管理部） <u>三重県が土砂災害警戒区域の指定を行った場合には、当該地区ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する</u>	第3節 土砂災害等予防計画 8 土砂災害警戒区域の指定（建設部、危機管理部） (1)、(2) 略 (3) <u>住民への情報伝達</u> <u>三重県が土砂災害警戒区域の指定を行った場合には、当該地区ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた地区ごとの土砂災害ハザードマップを作成し、配布するほか、市ホームページに登載するなど周知を行います。</u> 1 1 <u>住民への避難支援等</u>（危機管理部） <u>市は、土砂災害ハザードマップを活用し住民等に危険度の周知を行うとともに、地区防災計画の策定や避難訓練に対す</u>

No.	頁	行	旧	新
			<u>る情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた地区ごとの土砂災害ハザードマップを作成し、配布するほか、ホームページに掲載するなど周知を行います。</u> (新設)	<u>る支援を行うほか、土砂災害避難施設等の更なる確保に努めます。</u> <u>また、住民に対して、大雨警報（土砂災害）が発表された場合、あらかじめ指定した土砂災害避難施設等に避難するよう啓発します。</u> (1) <u>住民への避難誘導</u> <u>大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表された時は、土砂災害時に避難できる指定避難所や土砂災害避難施設等安全な場所へ避難誘導を行います。ただし、既に土砂災害時に開設しない指定避難所へ避難していた場合は、速やかに土砂災害時に避難できる指定避難所や土砂災害避難施設等安全な場所へ誘導を行います。</u> (2) <u>住民による避難</u> <u>土砂災害が発生することに備えて、土砂災害警戒区域等の居住者は、以下のことに留意し、迅速な避難行動がとれるようにします。</u> ア <u>自主的な避難</u> <u>テレビ・ラジオ・インターネット等で最新の気象情報、災害情報、避難情報、土砂災害の前兆現象等に留意し、異常を感じた場合や市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、安全な場所に自主避難を行います。</u> イ <u>避難勧告等による避難</u> <u>市から避難勧告等の発令があった場合は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所等に避難する立ち退き避難（水平避難）を基本としますが、立ち退き避難する余裕がない場合や、立ち退き避難が危険な状況である場合には、急傾斜地等の反対側の上階に屋内避難（垂直避難）することとします。</u> ウ <u>地域における共助による避難</u> <u>自主防災組織等が中心になって、避難行動要支援者等</u>

No.	頁	行	旧	新										
				<u>に配慮し、避難支援を行います。</u> エ <u>指定緊急避難場所への避難</u> <u>土砂災害の危険性が生じた場合は、土砂災害時でも避難できる一時避難場所や指定避難所、土砂災害避難施設へ避難を行います。</u>										
3	30	36	第4節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画 6 上水道施設の整備（水道局） 災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化並びに浄水及び配水施設における非常用電源設備の確保等を計画的に進めます。 また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。 7 下水道施設の整備（下水道局） 略 (1)～(6) 略 (新設)	第4節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画 6 上水道施設の整備（水道局） 災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化並びに浄水及び配水施設における非常用電源設備の確保等を計画的に進めます。<u>電力会社との間には、24時間体制の専用電話を設け、停電からの施設の迅速な復旧に努めます。</u> また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。 7 下水道施設の整備（下水道局） 略 (1)～(6) 略 <u>(7) 電力会社との間には、24時間体制の専用電話を設け、停電からの施設の迅速な復旧に努めます。</u>										
4	60	9	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 3 避難開始の基準の設定（危機管理部） 防災施設の管理者は、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の<u>三類型</u>により避難開始の基準を設定するように努めます。 <u>【三類型の避難勧告等一覧】</u> <table><tr><td></td><td>発令時の状況</td><td>居住者等に求められる行動</td></tr><tr><td>避難準備</td><td>要配慮者等、特に避難行</td><td>・避難に時間のかかる要配慮者とその</td></tr></table>		発令時の状況	居住者等に求められる行動	避難準備	要配慮者等、特に避難行	・避難に時間のかかる要配慮者とその	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 3 避難開始の基準の設定（危機管理部） 防災施設の管理者は、「避難準備・高齢者等避難開始」、<u>「避難勧告」</u>、「避難指示（緊急）」、「災害発生情報」の4段階により避難開始の基準を設定するように努めます。 <u>【避難勧告等と居住者に求められる行動の関係】</u> <table><tr><td></td><td>居住者等に求められる行動</td></tr><tr><td><u>【警戒レ</u></td><td>・避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難</td></tr></table>		居住者等に求められる行動	<u>【警戒レ</u>	・避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難
	発令時の状況	居住者等に求められる行動												
避難準備	要配慮者等、特に避難行	・避難に時間のかかる要配慮者とその												
	居住者等に求められる行動													
<u>【警戒レ</u>	・避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難													

風水害等対策編

No.	頁	行	旧			新	
			備・高齢者等避難開始	<u>動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	支援者は <u>立退き</u> 避難する。 ・その他の人は <u>立退き</u> 避難の準備（※）を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ <u>立退き</u> 避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備	<u>ベル3]</u> 避難準備・高齢者等避難開始	する。 ・その他の人は <u>立ち退き</u> 避難の準備（※）を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ <u>立ち退き</u> 避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備
		避難勧告		<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	(新設) ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに <u>立退き</u> 避難する。 ・指定緊急避難場所への <u>立退き</u> 避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（※）」を行う。 ※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動	<u>〔警戒レベル4〕 避難勧告 避難指示 (緊急)</u>	・指定緊急避難場所等への <u>立ち退き</u> を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに <u>立ち退き</u> 避難する。 ・指定緊急避難場所への <u>立ち退き</u> 避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（※）」を行う。 ※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動 <u>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</u> ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、 <u>緊急に避難する。</u> (削除)
		避難指示（緊急）		・ <u>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常</u>	(新設) (新設) ・既に災害が発生していてもおかしく		

No.	頁	行	旧		新	
				<u>に高いと判断された状況</u> ・ <u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ・ <u>人的被害の発生した状況</u>	<u>ない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</u> ・ <u>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（※）」を行う。</u> <u>※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動</u> (新設)	・ <u>指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> (削除) ・ <u>避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</u>
					<u>〔警戒レベル5〕 災害発生情報</u>	・ <u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動</u> ・ <u>市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</u>
5	61	2	4	判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部） 法第 60 条及び津市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 、 <u>避難勧告等</u> の発令を行うものとします。	4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部） 法第 60 条及び津市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、 <u>避難勧告等</u> の発令を行うものとします。 <u>また、避難勧告等の発令に当たっては、避難情報と居住者等がとるべき行動の関係を直感的に理解しやすいものにするため、警戒レベルを付して発令します。</u> <u>なお、避難勧告等の発令対象地区については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを更新し公表したことから、基本的には「第一段階」として「計画規模</u>	

風水害等対策編

No.	頁	行	旧	新																									
			(1) 避難勧告等の発令の判断基準等 ア 水防法に基づく洪水予報<u>指定河川</u>及び水位周知河川<u>毎</u>の避難勧告等発令基準	<u>の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難勧告等発令対象地区」としますが、その河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を観測した場合や、破堤・越水を確認した場合は「第二段階」（「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難勧告等発令対象地区」とする）とし、対象地区へ「避難指示（緊急）」、「災害発生情報」をそれぞれ発令します。</u> (1) 避難勧告等の発令の判断基準等 ア 水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川<u>ごと</u>の避難勧告等発令基準 <table border="1"> <tr> <th>警戒レベル</th><th>【警戒レベル3】</th><th colspan="2">【警戒レベル4】</th><th>【警戒レベル5】</th></tr> <tr> <th>河川名</th><th>避難準備・高齢者等避難開始</th><th>避難勧告</th><th>避難指示（緊急）</th><th>災害発生情報</th></tr> <tr> <td>雲出川（中村川合流より上流）</td><td>大仰観測所の水位が4.80m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td><td>大仰観測所の水位が5.10m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td><td>大仰観測所の水位が5.40mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td><td><u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u></td></tr> <tr> <td>雲出川（中村川合流より下流）</td><td>雲出橋観測所の水位が5.00m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td><td>雲出橋観測所の水位が5.40m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td><td>水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき、<u>又は決壊や越流を確認したとき</u>）</td><td><u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u></td></tr> <tr> <td>雲出川（県管理区間）</td><td>元小西観測所の水位が2.82m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上</td><td>元小西観測所の水位が2.82m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上</td><td>元小西観測所の水位が3.77mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高</td><td><u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u></td></tr> </table>	警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】		【警戒レベル5】	河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報	雲出川（中村川合流より上流）	大仰観測所の水位が4.80m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	大仰観測所の水位が5.10m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	大仰観測所の水位が5.40mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	雲出川（中村川合流より下流）	雲出橋観測所の水位が5.00m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	雲出橋観測所の水位が5.40m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき、 <u>又は決壊や越流を確認したとき</u> ）	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	雲出川（県管理区間）	元小西観測所の水位が2.82m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上	元小西観測所の水位が2.82m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上	元小西観測所の水位が3.77mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
警戒レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】		【警戒レベル5】																									
河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報																									
雲出川（中村川合流より上流）	大仰観測所の水位が4.80m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	大仰観測所の水位が5.10m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	大仰観測所の水位が5.40mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>																									
雲出川（中村川合流より下流）	雲出橋観測所の水位が5.00m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	雲出橋観測所の水位が5.40m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき、 <u>又は決壊や越流を確認したとき</u> ）	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>																									
雲出川（県管理区間）	元小西観測所の水位が2.82m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上	元小西観測所の水位が2.82m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上	元小西観測所の水位が3.77mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>																									

No.	頁	行	旧				新				
				昇が見込まれるとき	昇が見込まれるとき	に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)	間)	し、更に水位の上昇が見込まれるとき	し、更に水位の上昇が見込まれるとき	昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき)	
			波瀬川	下川原橋観測所の水位が 2.20m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	下川原橋観測所の水位が 3.40m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	下川原橋観測所の水位が 3.49mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	波瀬川	下川原橋観測所の水位が 2.20 m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	下川原橋観測所の水位が 3.40 m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	下川原橋観測所の水位が 3.49 mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			安濃川	一色観測所の水位が 2.80m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	一色観測所の水位が 3.24m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	一色観測所の水位が 4.12 mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)	安濃川	一色観測所の水位が 2.80m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	一色観測所の水位が 3.24m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	一色観測所の水位が 4.12mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき)	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			美濃屋川	長岡観測所の水位が 2.16m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	長岡観測所の水位が 2.50m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	長岡観測所の水位が 2.84 mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれ	美濃屋川	長岡観測所の水位が 2.16m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	長岡観測所の水位が 2.50m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	長岡観測所の水位が 2.84mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高い	当該河川において決壊や越流を確認したとき

風水害等対策編

No.	頁	行	旧				新				
						があるとき、又は <u>決壊や越流を確認したとき</u>				とき（越水・ 溢水のおそれ があるとき）	
			岩田川	野田観測所の水位 が 1.78m（避難判 断水位）を観測 し、更に水位の上 昇が見込まれると き	野田観測所の水位 が 1.78m（氾濫危 険水位）を観測 し、更に水位の上 昇が見込まれると き	野田観測所の水位 が 2.42 m を観測 し、更に水位が上 昇し、堤防天端高 に到達するおそれ が高いとき（越 水・溢水のおそれ があるとき、又は <u>決壊や越流を確認 したとき</u> ）	岩田川	野田観測所の 水位が 1.78m （避難判断水 位）を観測 し、更に水位 の上昇が見込 まれるとき	野田観測所の 水位が 1.78m （氾濫危険水 位）を観測 し、更に水位 の上昇が見込 まれるとき	野田観測所の 水位が 2.42m を観測し、更 に水位が上昇 し、堤防天端 高に到達する おそれが高い とき（越水・ 溢水のおそれ があるとき）	<u>当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき</u>
			中ノ川	三宅観測所の水位 が 3.00m（避難判 断水位）を観測 し、更に水位の上 昇が見込まれると き	三宅観測所の水位 が 3.70m（氾濫危 険水位）を観測 し、更に水位の上 昇が見込まれると き	三宅観測所の水位 が 4.40 m を観測 し、更に水位が上 昇し、堤防天端高 に到達するおそれ が高いとき（越 水・溢水のおそれ があるとき、又は <u>決壊や越流を確認 したとき</u> ）	中ノ川	三宅観測所の 水位が 3.00m （避難判断水 位）を観測 し、更に水位 の上昇が見込 まれるとき	三宅観測所の 水位が 3.70m （氾濫危険水 位）を観測 し、更に水位 の上昇が見込 まれるとき	三宅観測所の 水位が 4.40m を観測し、更 に水位が上昇 し、堤防天端 高に到達する おそれが高い とき（越水・ 溢水のおそれ があるとき）	<u>当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき</u>
			志登茂川	一身田平野観測所 の水位が 3.42 m （避難判断水位） を観測し、更に水 位の上昇が見込ま れるとき	一身田平野観測所 の水位が 3.75 m （氾濫危険水位） を観測し、更に水 位の上昇が見込ま れるとき	一身田平野観測所 の水位が 4.08mを 観測し、更に水位 が上昇し、堤防天 端高に到達するお それが高いとき （越水・溢水のお それがあるとき、 <u>又は決壊や越流を</u>	志登茂 川	一身田平野観 測所の水位が 3.42 m（避難 判断水位）を 観測し、更に 水位の上昇が 見込まれると き	一身田平野観 測所の水位が 3.75 m（氾濫 危険水位）を 観測し、更に 水位の上昇が 見込まれると き	一身田平野観 測所の水位が 4.08 mを観測 し、更に水位 が上昇し、堤 防天端高に到 達するおそれ が高いとき （越水・溢水	<u>当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき</u>

No.	頁	行	旧				新				
	62	12				確認したとき)				のおそれがあるとき)	
			相川	藤方観測所の水位が 3.83m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	藤方観測所の水位が 4.37m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	藤方観測所の水位が 4.91 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)	相川	藤方観測所の水位が 3.83m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	藤方観測所の水位が 4.37m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	藤方観測所の水位が 4.91m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき)	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			横川	栗真小川観測所の水位が 2.19m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	栗真小川観測所の水位が 2.19m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)	横川	栗真小川観測所の水位が 2.19m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	栗真小川観測所の水位が 2.19m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき)	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			※ 略				※ 略				
			イ 中小河川における避難勧告等発令基準				イ 中小河川における避難勧告等発令基準				
			河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)	警戒レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】		【警戒レベル 5】
			穴倉川 (津)	広永橋の水位が橋桁の底部から 1.00 m (青色) に達	広永橋の水位が橋桁の底部から 0.50 m (黄色) に達	広永橋の水位が橋桁の底部 (赤色) に達し、更に水位	河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)	災害発生情報
							穴倉川 (津)	広永橋の水位が橋桁の底部から 1.00 m	広永橋の水位が橋桁の底部から 0.50 m	広永橋の水位が橋桁の底部 (赤色) に達	当該河川において決壊や越流を確認した

風水害等対策編

No.	頁	行	旧				新				
				し、更に水位上昇が見込まれるとき	し、更に水位上昇が見込まれるとき	上昇が見込まれるとき		(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>とき</u>
			天神川	高茶屋観測所の水位が水位計が 2.00 m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位計が 2.20m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位が 2.40 m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	天神川	高茶屋観測所の水位が水位計が 2.00m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位計が 2.20 m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位計が 2.40 m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			谷柚川	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場から 3 段目 (青色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場 (黄色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場を超え越流が始まり、更に水位上昇が見込まれるとき	谷柚川	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場から 3 段目 (青色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場 (黄色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場を超え越流するおそれがあるとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			田中川 (上野)	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準 (青色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準 (黄色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越える <u>恐れ</u> があるとき、 <u>または</u> 漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき	田中川 (上野)	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準 (青色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準 (黄色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、 <u>又は</u> 漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>

No.	頁	行	旧				新				
									き		
			田中川 (東千里)	防潮水門設置の水位計が 2.60mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門設置の水位計が 2.80mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門西地点の水位が堤防を越える <u>恐れ</u> があるとき、 <u>または</u> 漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき	田中川 (東千里)	防潮水門設置の水位計が 2.60mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	防潮水門設置の水位計が 2.80mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門西地点の水位が堤防を越える <u>おそれ</u> があるとき、 <u>又は</u> 漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			田中川 (大蔵園)	防潮水門設置の水位計が 2.40mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門設置の水位計が 2.60mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	汐見橋西地点の水位が堤防を越える <u>恐れ</u> があるとき、 <u>または</u> 漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき	田中川 (大蔵園)	防潮水門設置の水位計が 2.40mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門設置の水位計が 2.60mを観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	汐見橋西地点の水位が堤防を越える <u>おそれ</u> があるとき、 <u>又は</u> 漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			中ノ川	新六橋の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する <u>おそれ</u> があるとき	新六橋の水位が <u>避難勧告判断基準水位</u> （黄色）に達し、更に水位の <u>上昇</u> が見込まれるとき	新六橋の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する <u>おそれ</u> があるとき	中ノ川	<u>楠原</u> 新六橋の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する <u>おそれ</u> がある	<u>楠原</u> 新六橋の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>楠原</u> 新六橋の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する <u>おそれ</u> がある	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧				新				
								とき		とき	
			桂畑川 (南長野)	市道東出中出線岩 辺橋下の水位が左 岸（護岸工）の概 ね 1/2 下（青色） に達し、更に水位 上昇が見込まれ、 現場の状況によ り、災害が発生す るおそれが高まっ たとき	市道東出中出線岩 辺橋下の水位が左 岸（護岸工）の概 ね 2/3 下（黄色） に達し、更に水位 上昇が見込まれ、 現場の状況によ り、災害が発生す るおそれが高まっ たとき	市道東出中出線岩 辺橋下の水位の更 なる上昇が見込ま れ、現場の状況に より、災害が発生 するおそれが非常 に高まったとき （赤色）	桂畑川 (南長野)	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位が左岸 （護岸工）の 概ね 1/2 下 （青色）に達 し、更に水位 上昇が見込ま れ、現場の状 況により、災 害が発生する おそれが高ま ったとき	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位が左岸 （護岸工）の 概ね 2/3 下 （黄色）に達 し、更に水位 上昇が見込ま れ、現場の状 況により、災 害が発生する おそれが高ま ったとき	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位の更なる 上昇が見込ま れ、現場の状 況により、災 害が発生する おそれが非常 に高まったと き（赤色）	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき
			桂畑川 (桂畑)	桂畑文化センター 前の水位が左岸 （ガードレール 下）の概ね 1/2 下 （青色）に達し、 更に水位上昇が見 込まれ、現場の状 況により、災害が 発生するおそれが 高まったとき	桂畑文化センター 前の水位が左岸 （ガードレール 下）の概ね 2/3 下 （黄色）に達し、 更に水位上昇が見 込まれ、現場の状 況により、災害が 発生するおそれが 高まったとき	桂畑文化センター 前の水位の更なる 上昇が見込まれ、 現場の状況によ り、災害が発生す るおそれが非常に 高まったとき（赤 色）	桂畑川 (桂畑)	桂畑文化セン ター前の水位 が左岸（ガード レール下）の概 ね 1/2 下（青 色）に達し、 更に水位上昇 が見込まれ、 現場の状況に より、災害が 発生するおそ れが高まった とき	桂畑文化セン ター前の水位 が左岸（ガード レール下）の 概ね 2/3 下 （黄色）に達 し、更に水位 上昇が見込ま れ、現場の状 況により、災 害が発生する おそれが高ま ったとき	桂畑文化セン ター前の水位 の更なる上昇 が見込まれ、 現場の状況に より、災害が 発生するおそ れが非常に高 まったとき （赤色）	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき

No.	頁	行	旧			新				
			細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			穴倉川（美里）	美里高齢者福祉センター前の水位が	美里高齢者福祉センター前の水位が	美里高齢者福祉センター前の水位の	穴倉川（美里）	美里高齢者福祉センター前	美里高齢者福祉センター前	当該河川において決壊や越

風水害等対策編

No.	頁	行	旧			新					
				左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）		の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	の水位が左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	<u>流を確認したとき</u>
			待口川	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	待口川	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			美濃屋川 （内多）	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除	内多区公民館東堤防の破堤又は堤防天端高に水位が到	美濃屋川 （内多）	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面	内多区公民館東堤防の破堤又は堤防天端	<u>当該河川において決壊や越流を確認した</u>

No.	頁	行	旧				新				
				く) の概ね 1/2 (青色) に達し、 更に水位上昇が見 込まれるとき	く) の概ね 2/3 (黄色) に達し、 更に水位上昇が見 込まれるとき	達するおそれが高 いとき		(護岸工を除 く) の概ね 1/2 (青色) に 達し、更に水 位上昇が見込 まれるとき	(護岸工を除 く) の概ね 2/3 (黄色) に達し、更に 水位上昇が見 込まれるとき	高に水位が到 達するおそれ が高いとき	<u>とき</u>
			美濃屋川 (太田)	太田橋下堤防の水 位が右護岸ヒュー ム管底 (青色) に 達し、更に水位上 昇が見込まれると き	太田橋下堤防の水 位が右護岸ヒュー ム管芯 (黄色) に 達し、更に水位上 昇が見込まれると き	太田橋下堤防の破 堤又は堤防天端高 に水位が到達する おそれが高いとき	美濃屋川 (太田)	太田橋下堤防 の水位が右護 岸ヒューム管 底 (青色) に 達し、更に水 位上昇が見込 まれるとき	太田橋下堤防 の水位が右護 岸ヒューム管 芯 (黄色) に 達し、更に水 位上昇が見込 まれるとき	太田橋下堤防 の破堤又は堤 防天端高に水 位が到達する おそれが高い とき	<u>当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき</u>
			美濃屋川 (清水)	コミバス清水バス 停東堤防の水位が 右岸法面 (護岸工 を除く) の概ね 1/2 (青色) に達 し、更に水位上昇 が見込まれるとき	コミバス清水バス 停東堤防の水位が 右岸法面 (護岸工 を除く) の概ね 2/3 (黄色) に達 し、更に水位上昇 が見込まれるとき	コミバス清水バス 停東堤防の破堤又 は堤防天端高に水 位が到達するおそ れが高いとき	美濃屋川 (清水)	コミバス清水 バス停東堤防 の水位が右岸 法面 (護岸工 を除く) の概 ね 1/2 (青 色) に達し、 更に水位上昇 が見込まれる とき	コミバス清水 バス停東堤防 の水位が右岸 法面 (護岸工 を除く) の概 ね 2/3 (黄 色) に達し、 更に水位上昇 が見込まれる とき	コミバス清水 バス停東堤防 の破堤又は堤 防天端高に水 位が到達する おそれが高い とき	<u>当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき</u>
			波瀬川	薬師橋下流左岸量 水板の量水板の水 位が 1.50m (青 色) を観測し、更	室の口観測所の雨 量や薬師橋下流左 岸量水板の水位並 びに室の口地内の	室の口観測所の雨 量や薬師橋下流左 岸量水板の水位並 びに室の口地内の	波瀬川	薬師橋下流左 岸量水板の量 水板の水位が 1.50m (青	室の口観測所 の雨量や薬師 橋下流左岸量 水板の水位並	室の口観測所 の雨量や薬師 橋下流左岸量 水板の水位並	<u>当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧				新				
				に水位上昇が見込まれるとき	状況により災害が発生するおそれがあるとき	状況により災害が発生するおそれが非常に高まったとき		色)を観測し、更に水位上昇が見込まれるとき	びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれがあるとき	びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれが非常に高まったとき	
			大村川 (上流)	寺前橋の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき	大村川 (上流)	寺前橋の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			大村川 (下流)	白山橋の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき	大村川 (中流)	白山橋の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			佐田川	藤治垣内の判断地	藤治垣内の水位が	藤治垣内の水位が	佐田川	藤治垣内の判	藤治垣内の水	藤治垣内の水	当該河川にお

No.	頁	行	旧			新						
				点の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき		断地点の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき	<u>いて決壊や越流を確認したとき</u>	
			垣内川	垣内公民館前の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき		垣内川	垣内公民館前の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			八手俣川	下之川観測所の水位が 2.50mを観測したとき	下之川観測所の水位が 2.50m以上の水位に達し、更に上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生するおそれがあるとき	下之川観測所の水位が 3.00m以上の水位に達し、更に上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生するおそれが非常に高まったとき		八手俣川	下之川観測所の水位が 2.50mを観測したとき	下之川観測所の水位が 2.50m以上の水位に達し、更に上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害	下之川観測所の水位が 3.00m以上の水位に達し、更に上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧				新																
						とき			が発生するお それがあると き	が発生するお それが非常に 高まったとき													
66		1	ウ 土砂災害の避難勧告等発令の判断基準 過去に三重県内で大規模土砂災害が発生したときの雨量等の情報を基に、三重県から土砂災害危険度に関しリアルタイムで提供される情報システムである津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険箇所等を確認し、以下の基準に基づいて避難勧告等を発令します。																				
【避難勧告等発令の判断基準】 <table><tr><th>【警戒レベル 3】</th><th colspan="2">【警戒レベル4】</th><th>【警戒レベル 5】</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>避難勧告</td><td>避難指示（緊急）</td><td>災害発生情報</td></tr><tr><td>・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（津市土砂災害情報相互通報システムにおいて発表された土砂災害危険度情報が橙色（警戒）となったとき）。</td><td>・津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険度情報が赤色（危険）となったとき、又は赤色（危険）となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・</td><td>・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元から</td><td>・土砂災害が発生したとき。</td></tr></table>												【警戒レベル 3】	【警戒レベル4】		【警戒レベル 5】	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報	・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（津市土砂災害情報相互通報システムにおいて発表された土砂災害危険度情報が橙色（警戒）となったとき）。	・津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険度情報が赤色（危険）となったとき、又は赤色（危険）となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元から	・土砂災害が発生したとき。
【警戒レベル 3】	【警戒レベル4】		【警戒レベル 5】																				
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報																				
・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（津市土砂災害情報相互通報システムにおいて発表された土砂災害危険度情報が橙色（警戒）となったとき）。	・津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険度情報が赤色（危険）となったとき、又は赤色（危険）となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元から	・土砂災害が発生したとき。																				

No.	頁	行	旧			新		
	67	12	・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※<u>土砂災害警戒区域に指定されていない地区</u>については、消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	溪流の水量の変化など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※<u>土砂災害警戒区域に指定されていない地区</u>については、消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	の情報等を踏まえ、判断する。	・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 下水の濁り・溪流の水量の変化・<u>山鳴り・流木</u>など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。		
			エ 略 (2)～(4) 略 (新設)			エ 略 (2)～(4) 略 (5) <u>災害発生情報による避難等</u> 災害発生情報が発令された場合、既に災害が発生している状況であるため、対象地域内の住民は、命を守るための最善の行動をとります。また、災害発生情報は、実際に災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するもので、必ずしも発令されるものではないことに留意します。		

No.	頁	行	旧	新
6	72	5	第4節 自主的な避難 2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所） 略 (1)～(2) 略 (新設)	第4節 自主的な避難 2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所） 略 (1)～(2) 略 (3) <u>国・県が設置した危機管理型水位計の活用</u> <u>河川管理者が設置した危機管理型水位計について、その水位により地域住民自ら避難判断を行うことができるように、河川管理者と協議の上、有効活用を図ります。</u>
7	86	1	第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 4 業務継続計画（※BCP）の策定 ※Business Continuity Plan 大規模災害発生時には、避難所運営、災害復旧等に多くの市職員が従事し、また、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により業務に支障をきたすことが想定されます。災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府 平成27年）に基づき業務継続計画を策定し、その対策の事前準備を進めます。 (1) <u>業務継続計画の要素</u> <u>次の事項について、あらかじめ定めるものとします。</u> ア <u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> イ <u>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> ウ <u>電気、水、食料等の確保</u> エ <u>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> オ <u>重要な行政データのバックアップ</u> カ <u>非常時優先業務の整理</u> (2) <u>業務継続計画の見直し</u>	第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 4 業務継続計画（※BCP） ※Business Continuity Plan 大規模災害発生時には、避難所運営、災害復旧等に多くの市職員が従事し、また、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により業務に支障をきたすことが想定されます。<u>そのため、災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき策定した「津市業務継続計画」について、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</u> (削除) (削除)

No.	頁	行	旧	新
			<u>業務継続計画は、毎年見直し・検討を行い、必要がある場合に修正等を行います。</u>	
8	92	23	第4節 広域的な相互応援体制の整備 2 受援計画の策定（危機管理部、総務部） 大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」<u>（平成29年）</u>や県が策定した「三重県広域受援計画」<u>（平成30年）</u>を踏まえ、<u>受援計画を策定します。</u> (1) <u>受援計画の要素</u> <u>次の事項について、あらかじめ定めるものとする。</u> ア <u>自治体応援職員の受入れ</u> イ <u>支援物資の受入れ</u> ウ <u>応援団体別の受入れ</u> エ <u>受援向上に向けた取組</u> オ <u>その他受援に係る必要なこと</u> (2) <u>受援計画の見直し</u> <u>受援計画は、毎年見直しを行い、必要に応じて場合に修正等を行います。</u>	第4節 広域的な相互応援体制の整備 2 受援計画（危機管理部、総務部） 大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえて策定した「津市災害時受援計画」について、<u>毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</u> (削除) (削除)
9	125	表中	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第7節 水防計画 1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、下水道局、農林水産部、各総合支所） (1)～(6) 略	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第7節 水防計画 1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、下水道局、農林水産部、各総合支所） (1)～(6) 略

風水害等対策編

No.	頁	行	旧	新
			(7) ダム等の措置 略 ア 略 イ 操作の連絡 (ア) 略 (イ) 安濃ダム放流連絡系統図 () はファクス番号	(7) ダム等の措置 略 ア 略 イ 操作の連絡 (ア) 略 (イ) 安濃ダム放流連絡系統図 () はファクス番号

No.	頁	行	旧	新
10	138	22	第 8 節 避難対策活動 1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） 略 (1)～(3) 略 （新設）	第 8 節 避難対策活動 1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 災害発生情報による避難等</u> <u>災害発生情報が発令された場合、既に災害が発生している状況であるため、対象地域内の住民は、命を守るための最善の行動をとります。また、災害発生情報は、実際に災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するもので、必ずしも発令されるものではないことに留意します。</u>
11	139	13	7 災害対策基本法第 60 条に基づく「<u>避難勧告</u>」又は「<u>避難指示（緊急）</u>」（危機管理部） (1) 避難勧告又は避難指示（緊急） 避難勧告<u>又は</u>避難指示（緊急）は、次の内容を明示して行います。 ア 略 イ <u>避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となる地域</u> ウ、エ 略 (2) 避難誘導 ア 略 （新設） <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 (3) 略	7 災害対策基本法第 60 条に基づく避難勧告・避難指示（緊急）又は災害発生情報（危機管理部） (1) 避難勧告・避難指示（緊急）<u>又は災害発生情報</u> 避難勧告・避難指示（緊急）<u>又は災害発生情報</u>は、次の内容を明示して行います。 ア 略 イ 対象となる地域 ウ、エ 略 (2) 避難誘導 ア 略 <u>イ 市は、実際に災害が発生していることを把握し、災害発生情報を発令した場合は、対象地区の住民に対し、命を守るための最善の行動をとるよう、広報活動を行います。</u> <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 (3) 略

No.	頁	行	旧	新																
12	140	27	9 避難指示（緊急）等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部） (1)～(5) 略 ＜避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン＞ <table><tr><th>内容</th><th>サイレン等パターン</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始 （チャイム音＋音声放送）</td><td>「上り4音チャイム」×2回 （音声放送後は「下り4音チャイム」×1回）</td></tr><tr><td>避難勧告 （サイレン音＋音声放送）</td><td> 【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————● 【5秒】（6秒）【5秒】 </td></tr><tr><td>避難指示（緊急） （サイレン音＋音声放送）</td><td> 【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————●……………●—————● 【3秒】（2秒）【3秒】（2秒）【3秒】 </td></tr></table>	内容	サイレン等パターン	避難準備・高齢者等避難開始 （チャイム音＋音声放送）	「上り4音チャイム」×2回 （音声放送後は「下り4音チャイム」×1回）	避難勧告 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————● 【5秒】（6秒）【5秒】	避難指示（緊急） （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————●……………●—————● 【3秒】（2秒）【3秒】（2秒）【3秒】	9 避難指示（緊急）等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部） (1)～(5) 略 ＜避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン＞ <table><tr><th>内容</th><th>サイレン等パターン</th></tr><tr><td><u>【警戒レベル3】</u> 避難準備・高齢者等避難開始 （チャイム音＋音声放送）</td><td>「上り4音チャイム」×2回 （音声放送後は「下り4音チャイム」×1回）</td></tr><tr><td><u>【警戒レベル4】</u> 避難勧告、避難指示（緊急）（サイレン音＋音声放送）</td><td> 【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————● 【5秒】（6秒）【5秒】 </td></tr><tr><td><u>【警戒レベル5】</u> 災害発生情報 （サイレン音＋音声放送）</td><td> 【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————●……………●—————● 【3秒】（2秒）【3秒】（2秒）【3秒】 </td></tr></table>	内容	サイレン等パターン	<u>【警戒レベル3】</u> 避難準備・高齢者等避難開始 （チャイム音＋音声放送）	「上り4音チャイム」×2回 （音声放送後は「下り4音チャイム」×1回）	<u>【警戒レベル4】</u> 避難勧告、避難指示（緊急）（サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————● 【5秒】（6秒）【5秒】	<u>【警戒レベル5】</u> 災害発生情報 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————●……………●—————● 【3秒】（2秒）【3秒】（2秒）【3秒】
内容	サイレン等パターン																			
避難準備・高齢者等避難開始 （チャイム音＋音声放送）	「上り4音チャイム」×2回 （音声放送後は「下り4音チャイム」×1回）																			
避難勧告 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————● 【5秒】（6秒）【5秒】																			
避難指示（緊急） （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————●……………●—————● 【3秒】（2秒）【3秒】（2秒）【3秒】																			
内容	サイレン等パターン																			
<u>【警戒レベル3】</u> 避難準備・高齢者等避難開始 （チャイム音＋音声放送）	「上り4音チャイム」×2回 （音声放送後は「下り4音チャイム」×1回）																			
<u>【警戒レベル4】</u> 避難勧告、避難指示（緊急）（サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————● 【5秒】（6秒）【5秒】																			
<u>【警戒レベル5】</u> 災害発生情報 （サイレン音＋音声放送）	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 ●—————●……………●—————●……………●—————● 【3秒】（2秒）【3秒】（2秒）【3秒】																			

No.	頁	行	旧	新
13	143	18	1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア 略 イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。 ウ～オ 略 (2) 略	1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア 略 イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から<u>女性を始め多様な視点を取り入れた避難所運営マニュアル</u>を作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。 ウ～オ 略 (2) 略
14	158	7	第13節 飲料水の確保、調達 5 応援の要請（水道局） 大規模災害により甚大な被害が発生し、上下水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について<u>関係機関</u>等に速やかに応援要請を行います。 （新設）	第13節 飲料水の確保、調達 5 応援の要請（水道局） 大規模災害により甚大な被害が発生し、上下水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について、<u>下記の「三重県水道災害広域応援協定」に基づいて、県等に速やかに応援要請を行います。</u> <u>「〔三重県水道災害広域応援協定〕要請方法（参考）」</u> a <u>県内を5ブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）に分け、各ブロックの代表市町（以下「代表」という。）をあらかじめ定めており、被災市町は該当ブロックの代表市に要請を行います。</u> b <u>代表者は、応援が必要と認めるときには、災害発生時に設置される三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）に要請します。</u> c <u>本部は、代表者からの要請に基づき応援の調整を行った</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧	新
				後、他の代表者を通じて市及び水道用水供給事業者に応援要請を行います。 <u>d 現地連絡本部が設置されたときは、上記 a, b で規定する応援要請は、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行います。</u>
15	212	4	第4編 災害復旧・復興対策 第2章 災害復旧・復興 第3節 被災者等の生活再建等の支援 2 災害援護資金の貸付（健康福祉部） 略 (1)～(3) 略 (4) 貸付条件 ア 利率 年3%（措置期間中は無利子） イ 略 ウ 略 エ 償還方法 半年賦の元利均等償還払い オ 連帯保証人 要	第4編 災害復旧・復興対策 第2章 災害復旧・復興 第3節 被災者等の生活再建等の支援 2 災害援護資金の貸付（健康福祉部） 略 (1)～(3) 略 (4) 貸付条件 ア 利率 保証人を立てる場合は無利子 保証人を立てない場合は措置期間中は無利子、措置期間経過後は延滞の場合を除き年1% イ 略 ウ 略 エ 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の元利均等償還払い オ 連帯保証人 不要（保証人を立てる場合は無利子）